

# 業務委託契約書

(以下「甲」という。)と、高翔プリンクス株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり業務委託契約を締結する。

## (目的)

第1条 甲は、甲の顧客に対する各種通知業務のうち、次条に定める業務(以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

## (業務の内容および委託料)

第2条 本件業務の具体的な内容及び委託料は別紙記載のとおりとする。

## (権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙はこの契約によって生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

## (再委託及び下請負の制限)

第4条 乙は、本件業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただしあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

## (損害)

第5条 1. 乙は、天災その他の不可抗力により、この契約の履行が困難となったときは、ただちにその事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。  
2. 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、この契約の解除又は一部の変更を行うものとする。  
3. この契約の履行にさいして発生した損害は、乙の負担とする。ただし、天災その他のやむを得ない事由による場合及び甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

## (報告及び調査)

第6条 甲は、必要があると認める時には、本件業務の遂行状況その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

## (結果の報告)

第7条 乙は、毎月10日までに前月の本件業務の実施結果を書面により甲に報告するとともに委託料を請求するものとする。

## (委託料の支払い)

第8条 甲は、前条の請求を受けた日の翌月末に委託料を支払うものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は契約を解除することができる。

(解 約)

第10条 甲又は乙は、3ヶ月前に相手方に文書により通知することにより、この契約を解約することができるものとする。

(有効期間)

第11条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙いずれからも相手方に別段の通告を行わない時は、引き続き1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(管 轄)

第12条 この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲の指示により処理するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 茨城県稲敷市佐倉705-2  
高翔プリンス株式会社  
代表取締役 高山 茂

## 別紙

### (業務の内容)

#### 1. データプリントアウト業務

甲より乙に貸与される記録媒体に記録されたデータ又は甲のコンピューターシステムから乙に送信されるデータをプリントアウト業務。

#### 2. 送付物処理等業務

封入物の封入、封緘および郵便局への差し出し、運送業者への引き渡し等の甲の顧客に対する送付処理等業務。

### (委託料)

1. 乙は、甲が指示した個別の業務毎に見積書を甲に提出するものとする。

2. 甲は、見積書を確認のうえ、乙に文書等で個別業務の依頼するものとする。

3. 委託料については、個別業務毎に甲乙協議のうえ決定するものとする。